

新型コロナウイルス感染拡大から仲間の命と暮らし、職場の安全を守れ！ 日港協・国交省・厚労省に緊急申し入れ！

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿

新型コロナウイルス感染拡大と「緊急事態」等への対応に関する緊急申し入れ

1. 港湾労働者の安全確保について

- (1) 通勤及び就労時におけるウイルス感染防止のために、マスクなど適切な感染防具の配備を行うこと。
- (2) 手洗い・うがいなどの感染予防対策の徹底を加盟店社に周知するとともに、そのための環境・施設を整えるよう周知すること。
- (3) 発熱症状がある場合には、直ちに健康診断と治療が受けられるよう諸条件を整えること。そのための通院等による欠勤は有給とし、賃金カットは行わないこと。また、この場合に当該労働者の不利益扱いを禁ずること。
- (4) 通勤/就労/退勤の日常全過程における、ウイルス感染リスクの回避・緩和・対処方法に関する手順を、事業所単位・地区(港)単位で確立するよう措置すること。

2. 「緊急事態宣言」が発出等の場合における港湾運送事業の安定的継続について

- (1) 事態に対する港湾運送事業の対処方法について具体化した「ガイドライン」を策定するよう政府に求め、それに沿った対応を行うこと。
- (2) 緊急事態に名を借りた、また、経済悪化などを理由とするなど、如何なる場合も、賃金カットなどの労働条件の切り下げ、解雇などの雇用調整は行わないこと。
- (3) 感染不安が渦巻く中で就労せざるを得ない、このような状況だからこそ、現場を鼓舞し、就労意欲を喚起するためにも、20 春闘産別要求や個別賃上げ要求に誠意ある回答を準備し、しかるべき時期に回答すること。
- (4) 世界と日本経済の悪化による事業見通しの困難さを克服するため、法人税など諸税の減免、社会三保険の事業者負担分の一時的免除、雇用維持のための事業主負担なしの補償措置など必要な措置を政府として担保させること。

3. 課題の具体化と労使の取り組みについて

- (1) 以上の申し入れ内容について、早急に中央港湾団交((形式は要相談)において協議を行い、実行できる施策から直ちに着手すること。
- (2) 上記申し入れの課題にあって、国交省・厚労省はじめ政府に具体化を求めなければならない施策は、労使共通のものとして要請し、具体化を図ること。

全国港湾と港運同盟は、「緊急事態宣言」をふまえて、緊急申し入れを取り組んだ。行政は、港湾運送は国民経済、緊急物資の輸送という側面からも必要不可欠で、港湾労働者の安全を第一に、協力願いたいと回答した。また、日港協も、港運事業分野での感染は何としても避けたいとし、職場の安全確保に全力を挙げる決意を述べた。

組合の申し入れに、国交 に対し、船社としての安全 確保の取り組みに参考にし、港湾労働者と港湾の安全を確保するために、労使が共同して取り組むべきと 申し入れ、日港協も、理解 すると回答した。

厚労省は、申し入れにつ いて「現場で何が起きてお り、何が必要か」の情報提 供して欲しいとした。

事前協議制度の厳格運用で 雇用と職域確保へ

春闘要求提出と同時期に、船社のコンソーシアムの再編で再び「雇用と職域」が脅かされる事態が生まれました。

船社の一方的な都合で、寄港港を大幅に改変し、既存の職場がなくなるという事案、東京港の寄港を取り止め横浜港に寄港するというものだ。

この再編は、全国八港に係るもので、当該港だけでなく、関係港の代表も含めた対策会議を重ねて対応を協議する中で、事前協議の厳格運用で対応してきた。

船社もようやく「雇用・職域確保」に動き始めた。産別制度の根幹である事前協議を重視して、船社の一方的合理化に抗していくことを貫く決意で、頑張りますよ！

以上
全国港湾は、仲間の安全を確保するため、職場の実情、仲間の不安、安全対策の要望を集約して、行政や日港協に要請する取り組みを進めています。「現場で起きていること」を全国港湾書記局に、FAXやメールでお寄せ下さい。仲間の命と安全を守るために生かしていきます。

マスクの消毒液の確保を！
寄りの場・送迎バスの消毒を！
仲間の声を集約して、日港協に要請していきまます。